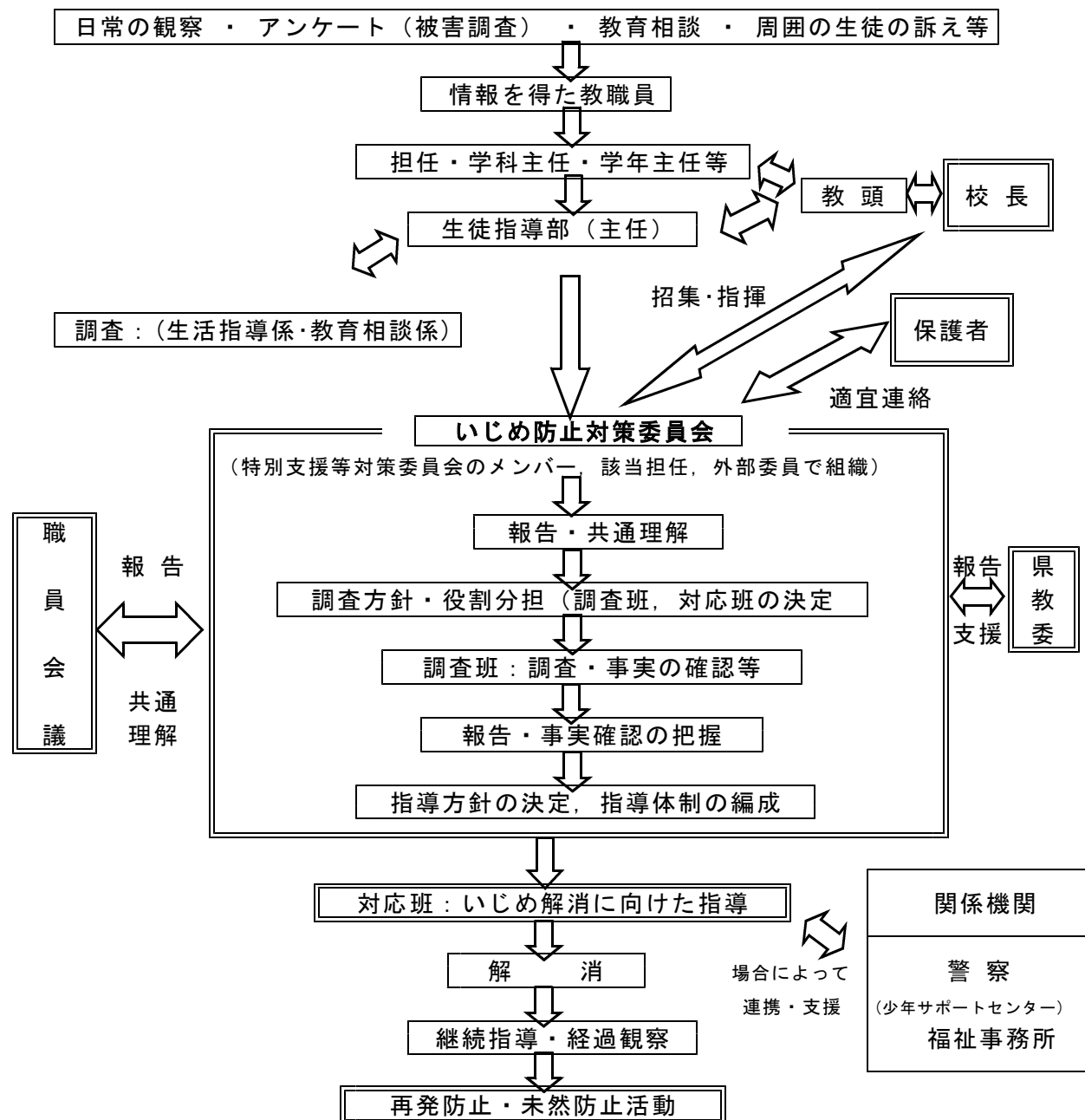


いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

鹿児島県立川内商工高等学校

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学科・学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ防止対策委員会を中心に今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。



- * 対応班の構成は事案の状況によりメンバーを決定する。
- * 上記の例は、対応のあり方の基本を示しているため、状況に応じて柔軟かつ適切に対処する。
- * 事案によっては、保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や 緊急保護者会の開催を実施する。また、マスコミ対応も考えられるため対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。